

(様式3の2)

つくば市障害福祉計画(第5期)つくば市障害児福祉計画 (第1期)(案)の背景・経緯等

つくば市保健福祉部障害福祉課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、つくば市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」で、両計画とも策定が義務づけられています。

今年度で計画期間が終了する「つくば市障害福祉計画(第4期)」は障害児に向けた福祉サービスを包含していたことから、「障害児福祉計画」と一体化した、「つくば市障害福祉計画(第5期)つくば市障害児福祉計画(第1期)」として策定を提案するに至りました。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

障害福祉計画は法定計画であり、全ての自治体が同一年度に障害福祉計画(第1期～4期)を策定してきております。また、障害児福祉計画については、今回が第1期となりますが、同じく全自治体において現在策定中です。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

市が、未来構想で掲げたまちづくりの理念のI(人を育み、みんなで支えあうまち)では、社会や地域で互いに支え合う環境の必要性が語られています。障害のある人の安心した暮らしを支えるための本計画は、この理念に沿ったものとなっています。

○ 関係法令及び条例等

1. 障害者基本法
2. 障害者総合支援法
3. 児童福祉法
4. つくば市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
5. つくば市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、等

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

1. 市の障害者(児)が受けている福祉サービスの継続と充実が図れること。
2. 福祉施設等から地域生活への移行や、施設利用者の一般就労の促進が図れること。

つくば市障害福祉計画（第5期）
つくば市障害児福祉計画（第1期）
（案）概要版

平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

平成29年12月

つくば市

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

1. 計画策定の趣旨

障害者に関わる市の計画としては、障害者の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、更には市民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める障害者計画と、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量等を設定する障害福祉計画とがあります。本市では、平成27年3月策定の「つくば市障害福祉計画（第4期）」に基づいて、障害のある市民へ、必要な福祉サービスを提供してきました。

このたび、平成29年度をもって第4期計画が期間満了となることから、4期計画以後の障害福祉に係る法律や制度の改正、並びに国や県が示す障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する新たな指針を踏まえ、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までを計画対象期間とする「つくば市障害福祉計画（第5期）」を策定します。

なお、平成28年の児童福祉法の改正により、これまで同法に基づく福祉サービスとして障害福祉計画に包含されていた障害児に対する福祉サービス等の内容が、新たに障害児福祉計画として法定計画化されました。改正児童福祉法において、両計画は一体的に策定することができることとされていることから、本計画は、「つくば市障害児福祉計画（第1期）」を包含するものとして策定します。

2. 近年の障害者関係の法律や制度の主な変更状況

■障害者差別解消法の施行【平成28（2016）年4月】

共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を規定。

■発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行【平成28（2016）年8月】

発達障害者への支援の充実を図るため、発達障害及び社会的障壁の定義の改正、発達障害者への支援に関する基本理念の新設等を規定。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行【平成30（2018）年4月】

障害のある人が望む地域生活を支援するため、障害福祉サービスや障害児に対するサービスの新設、自治体における障害児福祉計画の策定の義務化等を規定。

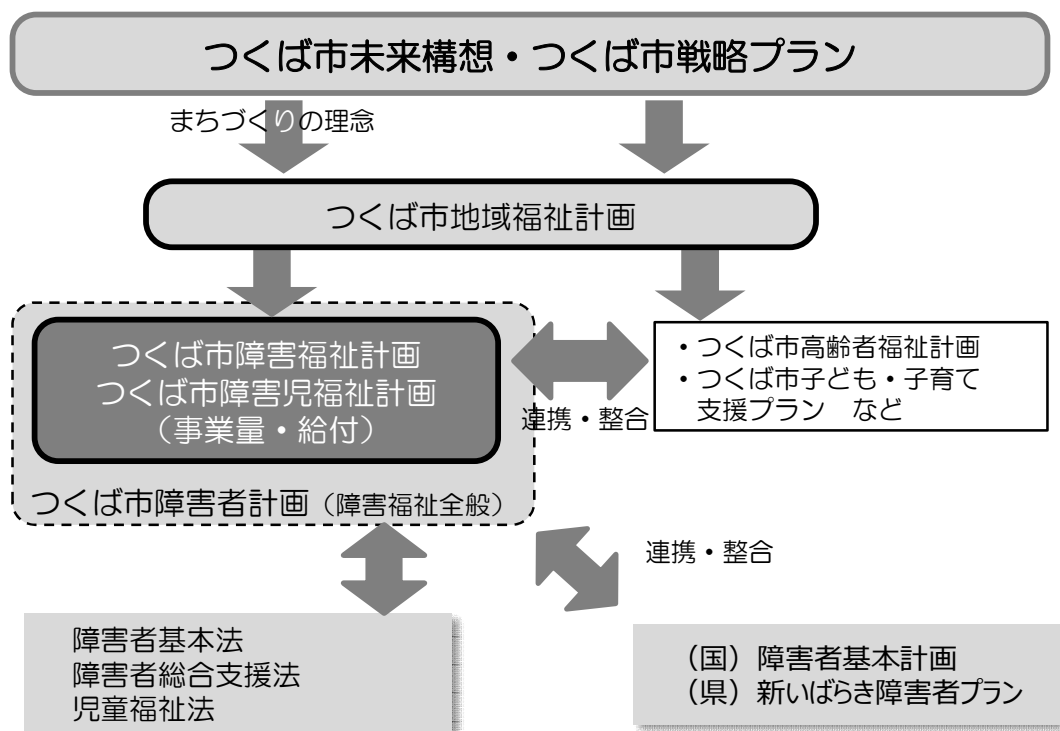
3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」である「つくば市障害者計画」を踏まえ、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
つくば市障害福祉計画 (第 5 期)	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
つくば市障害児福祉計画 (第 1 期)	児童福祉法 第 33 条の 20	各年度における、障害児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

障害のある人のための施策に関する包括的な計画である「つくば市障害者計画」のうち、主に「生活支援」の分野にあたる施策を網羅したものが「つくば市障害福祉計画」及び「つくば市障害児福祉計画」です。

また、本計画は、下図で示すように、国及び茨城県それぞれが策定した関連計画や「つくば市未来構想」を頂点とし、「つくば市地域福祉計画」を上位計画とする福祉の個別計画等との整合・連携を図るとともに、つくば市が取り組むべき今後の障害福祉サービス等の施策の基本方向を定め、同時に、関連する企業や各種団体等との連携を図るための指針となるものです。



4. 計画の基本理念

本計画は、つくば市における障害のある人のための施策に関する基本計画である「つくば市障害者計画」の実施計画にあたります。

従って、「つくば市障害者計画」の基本理念「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の考え方に裏打ちされた「完全参加と平等」を目指すことを本計画の基本理念とします。

5. 計画の基本的な考え方

本計画の策定にあたり、国が基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）を示しています。本計画は、これらの指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、つくば市の障害のある人の自立への施策を展開していきます。

- (1) 自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 地域生活への移行や継続の支援, 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

6. 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3カ年を1期として策定を行うことが義務づけられており、「つくば市障害福祉計画（第5期）」及び「つくば市障害児福祉計画（第1期）」は平成30（2018）年度から平成32（2020）年度が計画期間となります。

平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
第2次つくば市障害者計画										
(前期計画)						(後期計画)				
	見直し	つくば市障害福祉計画 (第3期)								
				見直し	つくば市障害福祉計画 (第4期)					
							見直し	つくば市障害福祉計画 (第5期) つくば市障害児福祉計画 (第1期)		

7. 計画の策定体制

本計画では、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を計画に反映させることを基本として、以下の体制により策定を行いました。

- (1) つくば市障害者計画策定懇談会の設置
- (2) 障害のある人のニーズの把握
- (3) つくば市障害者自立支援懇談会からの意見の受領
- (4) パブリックコメントの実施

8. 計画の推進体制

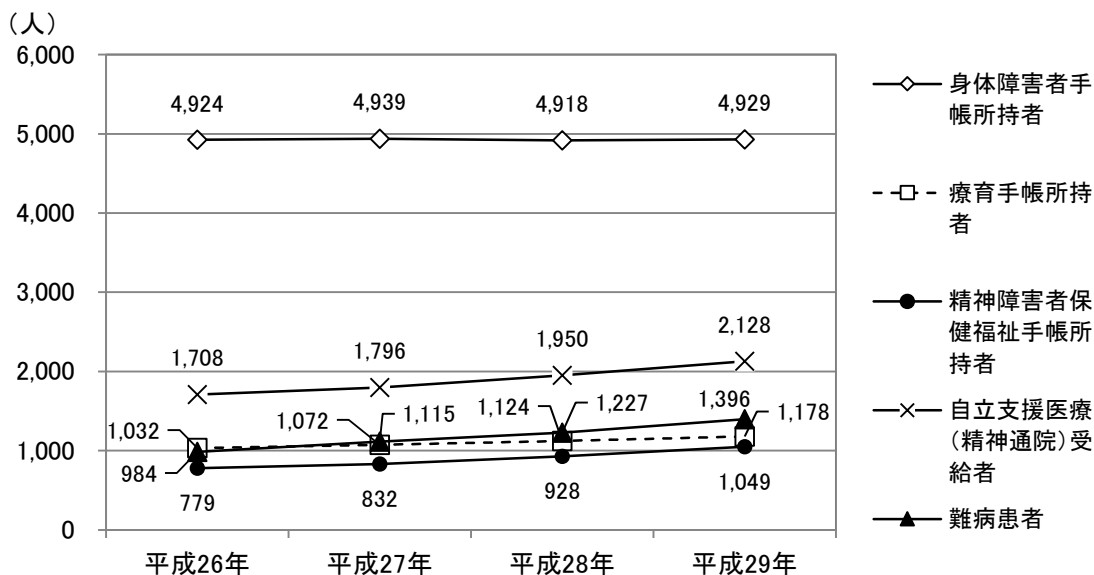
本計画は、「第2次つくば市障害者計画後期計画」の推進体制を継承し、つくば市障害者自立支援懇談会と連携しながら推進を図ります。また、事業の推進状況は、つくば市障害者計画策定懇談会に毎年度報告します。

地域生活への移行など、制度や財政の面で本市単独での対応が困難なものに関しては、国や茨城県に対して支援を働きかけていきます。

なお、本計画で見込む各障害福祉サービス等の見込量は、実績や今後の動向を踏まえて今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に際し制限をかける根拠となるものではありません。サービスの実際の利用に際しては、設定した見込量に関わらず、必要なサービスを適正に提供します。

9. 障害のある人の状況

平成26年から29年にかけて増加が大きいのは難病患者（42%増）、精神障害者保健福祉手帳所持者（35%増）自立支援医療（精神通院）受給者（24%）です。



第2章 障害福祉サービス等の展開

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」とに分かれています。

また、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」、「相談支援給付」に分けられます。

サービスの全体像を、平成28年に公布された改正児童福祉法に基づいて提供される障害児に向けた福祉サービスとともに、以下に示します。



2. 障害福祉サービス等の利用実績及び利用見込み

(1) 自立支援給付

①介護給付

(月平均)

		H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	
居宅介護	計画値	実利用者数(人)	100	105	110	120	125	130
		利用時間(時間)	1,900	1,950	2,000	1,800	1,850	1,900
	実績値	実利用者数(人)	109	112	114			
		利用時間(時間)	1,707	1,591	1,588			
重度訪問介護	計画値	実利用者数(人)	12	12	12	12	12	12
		利用時間(時間)	2,800	2,850	2,900	3,450	3,500	3,550
	実績値	実利用者数(人)	11	11	11			
		利用時間(時間)	2,870	2,933	3,392			
同行援護	計画値	実利用者数(人)	17	19	21	10	12	14
		利用時間(時間)	300	330	360	70	95	120
	実績値	実利用者数(人)	8	9	5			
		利用時間(時間)	52	88	46			
行動援護	計画値	実利用者数(人)	3	3	3	1	1	1
		利用時間(時間)	20	20	20	10	10	10
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用時間(時間)	0	0	0			
重度障害者等 包括支援	計画値	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		利用時間(時間)	0	0	0	0	0	0
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用時間(時間)	0	0	0			
短期入所	計画値	実利用者数(人)	55	60	65	80	90	100
		利用日数(日)	400	450	500	640	720	800
	実績値	実利用者数(人)	50	49	63			
		利用日数(日)	329	366	469			
療養介護	計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11	11	11
		利用日数(日)	337	337	337	341	341	341
	実績値	実利用者数(人)	12	11	11			
		利用日数(日)	367	341	301			
生活介護	計画値	実利用者数(人)	210	220	230	255	260	265
		利用日数(日)	4,300	4,450	4,600	4,800	4,900	5,000
	実績値	実利用者数(人)	229	242	249			
		利用日数(日)	4,524	4,372	4,777			
施設入所支援	計画値	実利用者数(人)	145	145	145	145	144	143
	実績値	実利用者数(人)	143	146	142			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

②訓練等給付

(月平均)

		H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	
自立訓練 (機能訓練)	計画値	実利用者数 (人)	2	2	2	20	25	30
		利用日数 (日)	35	35	35	160	200	240
	実績値	実利用者数 (人)	1	7	13			
		利用日数 (日)	6	83	107			
自立訓練 (生活訓練)	計画値	実利用者数 (人)	25	25	25	30	32	34
		利用日数 (日)	441	441	441	480	510	540
	実績値	実利用者数 (人)	25	27	28			
		利用日数 (日)	448	446	456			
就労移行支援	計画値	実利用者数 (人)	105	125	144	70	80	90
		利用日数 (日)	1,700	2,125	2,448	1,400	1,600	1,800
	実績値	実利用者数 (人)	83	57	59			
		利用日数 (日)	1,482	945	1,087			
就労継続支援 (A型)	計画値	実利用者数 (人)	35	40	45	76	78	80
		利用日数 (日)	700	800	900	1,600	1650	1,700
	実績値	実利用者数 (人)	54	73	74			
		利用日数 (日)	1,051	1,311	1,494			
就労継続支援 (B型)	計画値	実利用者数 (人)	170	185	200	265	275	285
		利用日数 (日)	2,890	3,145	3,400	4,600	5,000	5,500
	実績値	実利用者数 (人)	203	244	254			
		利用日数 (日)	3,376	3,722	4,198			
就労定着支援	計画値	実利用者数 (人)	—	—	—	7	8	9
		利用日数 (日)	—	—	—	126	144	162
	実績値	実利用者数 (人)	—	—	—			
		利用日数 (日)	—	—	—			
共同生活援助	計画値	実利用者数 (人)	80	86	92	117	122	127
	実績値	実利用者数 (人)	104	108	113			
自立生活援助	計画値	実利用者数 (人)	—	—	—	2	2	2
	実績値	実利用者数 (人)	—	—	—			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

③相談支援

(年間)

		H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	
計画相談支援	計画値	実利用者数 (人)	810	830	850	910	950	990
	実績値	実利用者数 (人)	960	821	869			
地域移行支援	計画値	実利用者数 (人)	8	8	8	8	8	8
	実績値	実利用者数 (人)	0	0	0			
地域定着支援	計画値	実利用者数 (人)	2	2	2	2	2	2
	実績値	実利用者数 (人)	0	0	0			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの実績

④障害児に対するサービス【障害児福祉計画】

(月平均、但し「継続障害児支援利用援助」は年間)

			H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度
児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	140	150	160	210	220	230
		利用日数(日)	540	580	620	1,200	1,250	1,300
	実績値	実利用者数(人)	174	238	195			
		利用日数(日)	1,500	1,157	1,071			
医療型 児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	2	4	6	2	2	2
		利用日数(日)	26	52	78	26	26	26
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用日数(日)	0	0	0			
放課後等 デイサービス	計画値	実利用者数(人)	150	170	190	380	400	420
		利用日数(日)	1,950	2,210	2,470	4,940	5,200	5,460
	実績値	実利用者数(人)	202	267	356			
		利用日数(日)	3,944	3,131	4,425			
保育所等訪問 支援	計画値	実利用者数(人)	3	5	7	2	4	6
		利用日数(日)	6	10	14	4	8	12
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用日数(日)	0	0	0			
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	—	—	—	2	3	4
		利用日数(日)	—	—	—	4	6	8
	実績値	実利用者数(人)	—	—	—			
		利用日数(日)	—	—	—			
継続障害児支 援利用援助	計画値	実利用者数(人)	—	—	—	90	110	130
	実績値	実利用者数(人)	—	—	—			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(2) 地域生活支援事業

①必須事業

(年間)

			H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	
理解促進研修・ 啓発事業	計画値	有無	有	有	有	有	有	有	
	実績値	有無	有	有	有				
自発的活動 支援事業	計画値	有無	有	有	有	有	有	有	
	実績値	有無	有	有	有				
相談 支援 事業	基幹相談支援 センター	計画値	(箇所)	1	1	1	1	1	
		実績値	(箇所)	1	1	1			
	指定一般相談 支援事業者	計画値	(箇所)	3	3	3	4	4	4
		実績値	(箇所)	3	3	4			
	指定特定相談 支援事業者	計画値	(箇所)	8	9	10	13	14	15
		実績値	(箇所)	10	11	12			
成年後見制度利用 支援事業	計画値	有無	有	有	有	有	有	有	
	実績値	有無	有	有	有				
成年後見制度法人 後見支援事業	計画値	有無	無	無	有	有	有	有	
	実績値	有無	無	無	無				

(年間)

			H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	
意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣事業	計画値	実利用者数(人)	46	46	46	45	45	45
			延利用者数(人)	277	277	277	315	335	355
		実績値	実利用者数(人)	37	45	45			
			延利用者数(人)	244	295	101			
	要約筆記者 派遣事業	計画値	実利用者数(人)	16	16	16	9	9	9
			延利用者数(人)	69	69	69	36	40	44
		実績値	実利用者数(人)	8	8	9			
			延利用者数(人)	21	32	11			
	手話通訳者 設置事業	計画値	実利用者数(人)	400	410	420	466	476	486
			延利用者数(人)	1,100	1,150	1,200	1,600	1,650	1,700
		実績値	実利用者数(人)	403	456	143			
			延利用者数(人)	1,303	1,560	406			
重度障害者 等入院時コミ ュニケーション支 援事業	計画値	実利用者数(人)	—	—	—	2	2	2	
		延利用者数(人)	—	—	—	28	28	28	
	実績値	実利用者数(人)	—	—	0				
		延利用者数(人)	—	—	0				
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練 支援用具	計画値	利用件数(件)	14	14	14	14	14	14
		実績値	利用件数(件)	10	10	5			
	自立生活 支援用具	計画値	利用件数(件)	26	26	26	26	26	26
		実績値	利用件数(件)	21	21	7			
	在宅療養等 支援用具	計画値	利用件数(件)	16	18	20	16	16	16
		実績値	利用件数(件)	16	10	2			
	情報・意思疎 通支援用具	計画値	利用件数(件)	25	27	29	25	25	25
		実績値	利用件数(件)	17	15	5			
	排せつ管理 支援用具	計画値	利用件数(件)	3,280	3,430	3,580	3,325	3,425	3,525
		実績値	利用件数(件)	3,227	3,251	1,615			
	居宅生活動 作支援用具	計画値	利用件数(件)	2	2	2	4	4	4
		実績値	利用件数(件)	4	3	1			
手話奉仕員養成 研修事業	計画値	修了人数(人)	20	20	20	20	20	20	
	実績値	修了人数(人)	11	14	—				

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

(実利用者数：年間，利用時間：月平均)

			H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度
移動支援事業	計画値	実利用者数(人)	33	33	33	34	34	34
		利用時間(時間)	191	191	191	156	156	156
	実績値	実利用者数(人)	34	34	23			
		利用時間(時間)	166	145	124			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

(実利用者数：年間、箇所数：年間)

			H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	計画値	実利用者数(人)	130	140	150	138	140	142
			箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
		実績値	実利用者数(人)	133	134	136			
			箇所数(か所)	1	1	1			
	地域活動支援センターⅡ型	計画値	実利用者数(人)	120	120	120	120	120	120
			箇所数(か所)	4	4	4	4	4	4
		実績値	実利用者数(人)	104	96	94			
			箇所数(か所)	4	4	4			
	地域活動支援センターⅢ型	計画値	実利用者数(人)	43	45	47	44	44	44
			箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
		実績値	実利用者数(人)	41	44	37			
			箇所数(か所)	1	1	1			

※平成29年度の実績値は、7月末までの数値

②任意事業

(実利用者数：年間、利用時間：月平均)

			H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度
日中一時支援事業	計画値	実利用者数(人)	190	195	200	295	309	324
		利用時間(時間)	2,732	2,814	2,898	3,656	3,838	4,030
	実績値	実利用者数(人)	215	281	233			
		利用時間(時間)	2,880	3,482	3,520			
訪問入浴サービス事業	計画値	実利用者数(人)	21	21	21	24	24	24
		利用時間(時間)	87	87	87	119	119	119
	実績値	実利用者数(人)	22	24	22			
		利用時間(時間)	87	113	119			

※平成29年度の実績値は、7月末までの数値

③地域生活支援促進事業

(年間)

			H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度
障害者虐待防止対策支援事業	計画値	有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有			

3. 平成32(2020)年度における計画値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
平成28(2016)年度末時点の入所施設利用者数(①)	146人
平成32(2020)年度末時点の入所施設利用者数(②)	143人
【目標】入所施設利用者の減少見込み数(①-②)	3人(2%)
【目標】地域移行者数	14人(9.5%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、平成 32（2020）年度末までに、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるために求められている、自立等に関する相談や、1 人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う地域生活支援拠点を、平成 32（2020）年度末までに、少なくとも一つ整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値
平成 28（2016）年度の一般就労移行者数	10 人
【目標】平成 32（2020）年度における年間一般就労移行者数	15 人
平成 28（2016）年度の就労移行支援事業の利用者数	57 人
【目標】就労移行支援事業の利用者数	90 人
【目標】就労移行率が 3 割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上
【目標】各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率	80%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るための方策として、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。

【目標】平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置
【目標】平成 30（2018）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【目標】平成 32（2020）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【目標】平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保